

女性の労働基準

女性労働者については、子供を生み育てる母性を保護するために、労働基準法では女性労働者の就労に当たって、さまざまな特別規制を設けています。

また、労働基準法第4条で賃金について男女差別的な取扱いを禁止しているほか、雇用機会均等法において、募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇などについて男女差別を禁止しています。

* 坑内労働の禁止（労働基準法第64条の2）

女性を坑内労働に就かせてはいけません。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務に従事する者については、この限りではありません。

* 妊産婦の就業制限業務（労働基準法第64条の3）

妊産婦を妊娠、出産、哺育などに有害な業務（重量物の取扱いや有害ガスを発散する場所における業務その他）に就かせてはなりません。

妊産婦とは、妊娠中及び産後1年を経過しない女性をいいます。

* 産前産後（労働基準法第65条）

- 1 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはいけません。また、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させなければなりません。
- 2 産後8週間を経過しない女性を就業させてはいけません。ただし、産後6週間を経た女性が請求した場合には、医師が支障がないと認めた業務に就業させることは差し支えありません。

出産当日は産前6週間に含まれます。

産後休業は女性労働者からの請求がなくとも与えなければなりません。

* 育児時間（労働基準法第67条）

生後満1年に達しない生児を育てる女性から請求があった場合には、休憩時間のほかに、1日2回それぞれ少なくとも30分の生児を育てるための時間を与えなければなりません。

* 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（労働基準法第68条）

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇（半日、時間単位でも足ります。）を請求したときは、その者を就業させてはなりません。

* 次回は、「就業規則」を予定しています。

労働時間等労働条件に関するお問い合わせやご相談は田野畑村商工会（労働保険事務組合担当：和山）又は宮古労働基準監督署までどうぞ。（宮古市緑ヶ丘5-29 魚菜市场となり 電話0193-62-6455）